

埼玉県都市整備部設備課工期検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 設備課が施行する工事に関して、適正な工期の設定及び共通費の算定を行うため、課内に設備課工期検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、設備課が発注する工事について、次に掲げる事項を審査し、決定する。

- 一 契約当初の工期及び共通費の算定に関すること
- 二 工期を変更する必要がある場合における、契約変更すべき工期及び共通費の算定に関すること

(組織)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- 一 委員長 設備課長
- 二 副委員長 副課長
- 三 委員 第6条による事務局の企画・設備技術・大規模担当主幹
委員会審査案件の担当主幹

(運営)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

- 2 委員会は、委員長が招集する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会は、包括算定基準を設け、設備課員に通知することができる。この包括算定基準を適用する工事については、委員会の審査を受けたものとみなす。

(関係職員の出席)

第5条 委員会は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、企画・設備技術・大規模担当に置く。

附 則

- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
この要領は、平成25年4月1日から施行する。
この要領は、平成28年4月1日から施行する。
この要領は、平成30年4月1日から施行する。
この要領は、令和3年4月1日から施行する。